

特許の無料開放（一定期間）について

徳島大学では、平成 28 年 10 月から徳島大学が維持している特許の一部を無料開放（一定期間）することになりました。

（報道概要）

目的

徳島大学が維持しているが、企業等へのライセンス契約がない特許に関して、実施料無料の期間を設けることによって、企業にとって実施料負担のリスクが下がり、社会で徳島大学の特許が活用されることにより、産業の発達に寄与することを目的としています。さらに、(株)テクノネットワーク四国と連携して行っている技術移転活動との相乗効果を図り、徳島大学の産学連携活動を広く社会に伝える機会に繋がります。

施策の概要

1. 無料開放は、公開済みの大学単独出願であって、法人化後（平成 16 年 4 月 1 日）から平成 18 年度（平成 19 年 3 月 31 日）までに出願され、本学が出願費用及び維持年金を負担していない案件、かつ、発明者の了解を得たものを対象とします。
（対象特許件数 23 件）
2. 無料開放期間は契約締結の日から、1 年以内とします。
3. 無料開放期間終了後、契約の相手方である企業等が継続を希望する場合は、ライセンス料を徴収する契約を改めて締結します。

【お問い合わせ先】

国立大学法人徳島大学 研究支援・産官学連携センター 知財法務部門

責任者 徳島大学 研究支援・産官学連携センター長 織田 聡

担当者 井内 健介(いないけんすけ)

電話番号 088-656-7592

メールアドレス rac-info@tokushima-u.ac.jp